

電気化学アナライザーの
アップグレード作業
仕様書

1. 件名

電気化学アナライザーのアップグレード作業

2. 目的

大容量蓄電池開発の一環として、電解液の特性評価を行うために必要な原子力基礎工学研究センター原子力化学研究グループの所有する電気化学アナライザー(ビー・エー・エス製 ALS モデル 701E、資産番号: 340201B00132) に対し、高度な電気化学測定を実施するために必要なアップグレードを行う。これにより、蓄電池用電解液の性能評価の加速化が期待される。

3. 作業仕様

3.1 一般的事項

- ・対象装置に貼られている資産管理番号シールは現状維持とすること。

3.2 対象装置

(1) 電気化学アナライザー ALS モデル 701E 一式

3.3 作業内容

3.2 に示す対象装置について、第 2 項に示した目的を達成するために、ビー・エー・エス製 ALS モデル 701E から、ビー・エー・エス製 ALS モデル 760E 相当へのアップグレードを実施する。契約者は、原子力機構側担当者から第 1 研究棟 235-237 号室において対象装置を手渡しで受け取った後、アップグレードを実施する。アップグレードの完了後、契約者は原子力機構側担当者に手渡しで返却する。

3.4 性能

本装置のアップグレードは以下の技術要件を満たす必要がある。

- ・アップグレードにより、下記の測定機能が利用可能となること。
 - ・クロノポテンシオメトリー
 - ・交流インピーダンス測定
 - ・周波数は 0.01 mHz ~ 1 MHz、またはそれ以上広範囲であること。
 - ・マルチ電流ステップ測定

4. 納期

令和 8 年 12 月 25 日

5. 提出図書

次の図書を指定の時期までに提出すること。

No.	図書名	部数	提出時期	備考
1	作業報告書	1	作業終了後速やかに	様式の指定なし
2	その他機構が必要とする書類	1	その都度	機構から要求があった場合

6. 納品場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究部門
NXR 開発センター 大容量蓄電池開発特別チーム
第1研究棟 235-237号室

(2) 納入条件

持込渡し

7. 検収条件

第6項に示す納入場所に納入後、員数検査および外観検査の合格、第3項「作業仕様」の合格、ならびに第5項の書類の提出をもって検収とする。検査員および監督員は以下の者とする。

検査員

(1) 一般検査 管財担当課長

監督員

(1) NXR 開発センター 大容量蓄電池開発特別チーム

8. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 協議

(1) 作業実施にあたっては、事前に原子力機構担当者と十分に打合せを行い実施す

- ること。
- (2) 受注者は、受注者の責任において本作業等の安全を確保するとともに原子力機構の安全に関する指示に従うこと。
 - (3) 受注者は、作業において設備及び機器に不具合等の事象が確認されたときは、原子力機構担当者に速やかに報告し、対応については担当者との協議のうえ決定すること。
 - (4) 受注者は、本業務において不適合が発生した場合、発注元の指示に従い、不適合の原因究明、対策の立案及び実施等について報告すること。
 - (5) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。また、機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
 - (6) 受注者は、本作業に係る全ての工程において、十分な品質管理を行うこと。
 - (7) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
 - (8) 本仕様書の記載事項に不明な点または疑義のある場合は、原子力機構担当者との協議のうえ決定すること。
 - (9) その他本仕様書に定めていない事項については、原子力機構担当者との協議の上決定すること。
 - (10) 本仕様書に記載されている内容については、受注者が製品を完成させるために外注したすべての外注先に適用させること。
 - (11) 本件を通して知り得た情報について、原子力機構の許可なしに受注者が委任又は下請負により外注作業を実施する場合は第三者に口外してはならない。

以上